別表一の記載要領等一号中「、法」の次に「第６条第１号若しくは第２号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第６号及び第７号において「令和２年改正法」という。）第４条の規定による改正前の地方法人税法」を加え、同第五号中

「「法人税額（法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」）、（法人税申告書別表一の二「４」＋「５」＋「７」）又は（法人税申告書別表一の三「４」＋「５」＋「27」＋「28」）(1)」	を「「法人税額（（法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」）－法人税申告書別表六（二）付表六「７の計」）、（法人税申告書別表一の二「４」＋「５」＋「７」）又は（法人税申告書別表一の三「４」＋「５」＋「27」＋「28」）(1)」

に改め、同第六号を削り、同第七号中「「欠損金の繰戻しによる還付金額　(18)」」を「「欠損金の繰戻しによる還付金額　(21)」」に改め、同号を同第六号とし、同第八号中「「この申告による還付金額　(11)－(10)　(13)」」を「「　計　(14)＋(15)　(16)」」に、「第80条第６項（同法第81条の31第６項において準用する場合を含む。）又は第144条の13第12項」を「第80条第９項若しくは第144条の13第12項又は令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法人税法」という。）第81条の31第６項において準用する令和２年旧法人税法第80条第６項」に、「同法第80条第１項に規定する還付所得事業年度、同法第81条の31第１項に規定する還付所得連結事業年度又は同法」を「法人税法第80条第１項若しくは」に改め、「第２項に規定する還付所得事業年度」の次に「又は令和２年旧法人税法第81条の31第１項に規定する還付所得連結事業年度」を加え、「、第81条の31第１項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）又は」を「若しくは」に改め、「又は第11項において準用する場合を含む。）」の次に「又は令和２年旧法人税法第81条の31第１項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

6	「外国税額の控除額（（((7)－(8)－(9))と(27)のうち少ない金額）又は別表二「22」若しくは「33」）(10)」	の欄は、令和４年４月１日前に開始した課税事業年度（令和２年改正法附則第14条第１項に規定する旧事業年度を含む。）にあっては、同欄中「(7)－(8)－(9)」とあるのは、「(7)－(8)」として記載すること。